

資料No. 2-1

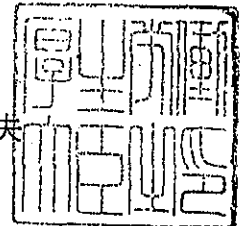
厚生労働省発職1027第1号

平成22年10月27日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指
針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱

第一 趣旨の一部改正

中学校、高等学校又は中等教育学校の新規学卒予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すべきものとする。

第二 事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置の一部改正

一 事業主は、学校等の新規卒業予定者の採用枠について、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるようにすべきものとする。

二 事業主は、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すべきものとする。

第三 事業主が定着促進のために講ずべき実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置の一部改正

事業主は、青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助等を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すべきものとする。